

財務省告示第四百二十五号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百六十三号）の施行に伴い、関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十七条第三号の規定に基づき、標本、参考品等の用途に供する物品について関税の免除を受けることができる施設を指定する告示（昭和五十六年九月大蔵省告示第百十八号）の一部を次のように改正し、平成十九年十二月二十六日から適用する。

平成十九年十二月二十五日

財務大臣 額賀福志郎

第一号中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百三十四条第一項」に改める。